

リカレント教育による新時代の  
産学協働体制構築に向けた調査研究事業

公募要領

## 1. 事業名

リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業

## 2. 趣旨

デジタル社会や Society5.0 の進展に伴い、イノベーション創出を通じた社会課題の解決を牽引できる高度人材育成の必要性が高まっている。VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) とも表される現代にあって真に必要とされるスキルは、資格や検定のみならず「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等であり、大学がリカレント教育を通じて高度人材を育成する役割は大きい。

一方、日本の大学は国際的にも社会人割合が低く、産業界のニーズに柔軟に対応できる教育プログラムの提供が不十分であり、実際に、過去5年間で従業員を大学等に送り出した実績のある企業等は10%未満(株式会社野村総合研究所「大学等における社会人の学びの実態把握に関するアンケート調査」と、企業も大学等をリ・スキリングやリカレント教育の場とみなしていない。また、労働人口の減少は不可避である中、労働生産性の向上は国家的課題となっているにも関わらず、アメリカ企業と比べて日本企業のOJT以外での人材投資はわずか1/20程度の状態である。

以上を踏まえ、本事業では「企業成長に直結」とともに「高等教育機関しかできない」リカレント教育プログラムの開発に必要な調査研究を実施する。当該調査研究の成果に基づきリカレント教育モデル(VUCA時代に必要なスキルを学ぶ場)の確立を通じて、日本社会の持続的発展に向けて産業界・個人・教育機関の成長を好循環させるエコシステムの創出を図る。

## 3. 事業の内容

### (1) 産業界の人材育成における課題とニーズの把握に向けた調査の実施

産業界が人的資本経営を進める上での人材育成に関する課題について、例えば自動車・物流・建設・福祉・金融・観光等の業界毎にヒアリング・アンケート調査等を実施し、抽出・分析すること。なお、上述の分野はあくまで例示であり、調査対象とする業界やその数に指定はないが、特定の業界動向・課題に関して有している知見がある場合は、企画提案書に記載すること(※)。

併せて、将来的に大学等と協働して人材育成プログラムを開発することを見据え、大学等との連携に関する意向も聴取しておくこと。具体的には、企業の経営・人事戦略に基づいて、大学等において提供されるリカレント教育プログラムに従業員を派遣したり、その成果で得られた能力を処遇に反映する、従業員の博士号取得支援を行うなど、より進んだ取組の推進意向がある企業等を調査・把握すること。

(※) 審査の結果、採択件数が複数になる場合、企画提案書において示された知見・ネットワークを有する業界を中心とした調査研究を依頼する可能性があるため、把握している範囲でできるだけ具体的に記載すること。

### <企画提案のポイント>

- 業界毎の人材育成課題とニーズの把握に向けた調査実施について、具体的な調査方法やスケジュール等
- 具体的に調査対象としたい業界、または調査対象とする業界の選定方法
- 特定の業界動向に関する知見・ネットワークを有する場合にはその内容、及びそれに

基づく当該業界の人材育成課題・ニーズに関する仮説

- 調査の中で、産業界の人材育成課題や大学等との連携に向けた意向等を適切に把握するために必要なヒアリング事項に関するアイデア、その他調査に活用できる独自の工夫や知見・ネットワーク等

## (2) 産業界の課題解決に資する教育プログラム案の設計

(1)で抽出した産業界の課題を踏まえ、各課題の解決に寄与する人材育成のための教育プログラム開発に向け、プログラムに取り込むべき学習要素や身に付けるべき能力を具体的に分析・整理すること。そのうえで、大学・高等専門学校等が提供できる教育リソースを調査・整理し、それらを活用して課題に応じた教育プログラムのアウトラインを設計すること。その際、学習要素・身につけるべき能力と教育リソース(具体的カリキュラム含む)の間を体系づけながら、課題の整理状況も踏まえ必要に応じて複数のプログラム案を設計すること。

### <企画提案のポイント>

- 教育プログラム案の設計に向けた具体的工程・手法・スケジュール等
- 特定の業界動向に関する知見を有する場合には、それに基づき当該業界に必要と考えられる人材育成プログラムに関する仮説
- 産業界の抱える人材育成課題の解決に向けた有意義な教育リソースを提供でき、かつ、産業界と協働した教育プログラムの開発に意欲的な大学等を見出すための独自の工夫や有している知見・ネットワーク等

## (3) 具体的なプログラム開発に向けたヒアリングや普及啓発の実施

(2)で設計した各教育プログラムのアウトラインについて、課題を提示した企業及び教育リソースを持つ大学等に共有・ヒアリングを実施し、双方にとって実益が得られるよう改善・具体化を図ること。併せて、考案したプログラム案について、それを通じて解決を目指す産業界の課題も含め調査分析の成果を取りまとめ、実際に大学等がプログラム開発に円滑に取り組めるよう普及啓発を図ること。

さらに、(1)において実施する企業等への調査・ヒアリングを通じて、従業員の社内外での学習成果に対する評価制度や処遇に反映するための仕組み、博士号取得支援に関する制度が既に整備されている取組事例を把握できた場合、その普及啓発も図ること。

### <企画提案のポイント>

- 設計された教育プログラム案の実現可能性を高めるための改善に向けた具体的工程・手法・スケジュール等
- 調査研究成果の普及啓発について、具体的工程・手法・スケジュール等
- 令和7年度以降のプログラム開発を見据え、産業界と高等教育機関が協働体制を構築できるようなマッチングを図るとともに、両者の協働をリードできる人材の発掘に向けた方策

## (4) その他

本委託事業の実施にあたっては、国の委託事業としての適切な実施を期するため、適時、文部科学省担当課に進捗状況の報告を行い、必要に応じてその指示を仰ぐこと。文部科学省担当課より、事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、事業内容について個別にヒアリング、資料提供及び事業報告会等における発表・報告等を求めることもある。

また、複数者が採択された場合、事業期間中に各者間の進捗状況を互いに把握するとともに、より効果的・効率的に調査研究を進めるために、全事業者参加の下、進捗の報告・発表等を求める場を設定することがあるため、全面的に協力すること。

#### 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと

#### 5. 公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

#### 6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和7年3月20日

事業規模：538,184千円程度 ※採択件数・採択された者の提出経費及び点数に応じて1件あたりの委託金額は決定する。

採 択 数：1～5件（予定） ※採択件数は審査委員会が決定する。

#### 7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」とおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

#### 8. 公募説明会の開催

開催日時：令和6年1月31日（水曜日）16時00分

開催場所：オンライン

※オンライン情報等については後日、文部科学省 HP「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業」に掲載予定。

#### 9. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は令和6年2月15日（木曜日）18時までに E-mail などにより参加表明書を提出すること（様式は任意で提出先は10.(1)と同じ）。

#### 10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

##### (1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

リカレント教育・民間教育振興室職業教育推進係

TEL：03-5253-4111（代）（内線3466、3253）

メールアドレス：syokugyou@mext.go.jp

## (2) 提出方法

企画提案書は E-mail でデータを送信の上、郵送または持参により提出すること（印刷部数は7部）。

### ○E-mail

- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メールの件名及び添付ファイル名の冒頭にはともに「(事業名)\_(申請組織名)」を入れること。
- ・ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

### ○郵送

- ・ 簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・ 封筒に「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業の企画提案書在中」と記載すること。
- ・ 郵送中の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

### ○持参

- ・ 受付時間：10時00分～18時00分（土日祝日を除く）
- ・ 募集締切後（令和6年2月29日（木）12時以降）は、上記の時間帯であっても受け付けないため、留意すること。

## (3) 提出書類

### ①企画提案書（様式1）

用紙サイズはA4版とする。また、様式1に記載の内容が網羅されていれば、別紙・別様式での提出も可。

- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書（様式2）
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）

## (4) 提出期限

令和6年2月29日（木曜日）12時必着

- ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
- ※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

### 1.1. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする

### 1.2. 契約締結に関する取り決め

#### (1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

#### (2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

### 1 3. スケジュール

- (1) 審査：令和6年3月上旬頃
- (2) 採択決定：令和6年3月下旬頃
- (3) 契約締結：令和6年4月上旬頃

### 1 4. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）

- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
  - ・ 別紙（銀行口座情報）
- (9) この公募は財政法の定めによる繰越承認を得られた場合に効力を生ずるものであるため、当該承認を得られるまでは契約予定者とする。